

令和2年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和2年2月28日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時33分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、理事者側から報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

美馬教育長

教育委員会から、1点、御報告いたします。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

県教育委員会におきましては、去る2月26日付けで各県立学校及び各市町村教育委員会へ通知を发出し、感染拡大を防止するための対策、学校関係者に感染者が出た場合の対応、公立高等学校入学者選抜（一般選抜）について指示等を行い、感染拡大の防止等について、昨日の文教厚生委員会におきまして委員の皆様にご議論を頂いたところですが、昨日開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今が正に感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

これを受け、本県では直ちに臨時休業に向けた検討を開始するとともに、本日、文部科学省から出された臨時休業実施の依頼と臨時休業を行う場合の配慮についての通知を踏まえ、各県立学校について3月2日から春季休業の開始日まで一斉臨時休業とすることとし、市町村立学校につきましても各市町村教育委員会へ同様の対応を求める通知を发出したところです。

その概要について御説明いたします。

お手元に資料をお配りしておりますので、これに沿って御説明させていただきます。

まず、期間については今申し上げました。児童生徒等・保護者への連絡体制について、今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信、メールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこととしております。

また、学校行事等については、中止又は延期とすることとしております。ただし、卒業式の開催については、国の通知でも容認されていることから、開催する場合はそれが感染拡大の機会とならないよう、風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底、参加者全員のマスク着用などの防止策をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とする等の対応をとることとしております。

部活動等については、校内外での練習、対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止することとしております。

児童生徒等に対する個別の指導については、これに配慮することといたしまして、教育相談、また入試等の時期でもございますので進路相談等、また特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などにつきまして、個別の対応も可能といたしたいというふうに通知をしております。

寄宿舎等においては、原則として3月1日までに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から臨時休業期間が終わるまで閉寮としますが、保護者等がなかなか急には迎えに来られない等の個別の状況に応じて柔軟に対応することとしております。

臨時休業中の生活指導については、児童生徒等に、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること、生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行うこと、スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしないことなどについて指導することとしております。

臨時休業中の学習については、計画的に行うよう指導し、別添の家庭学習の記録（例）、学習計画表（例）や学習の記録（例）などを用いて、生徒が計画的に学習に取り組めるように努めることとするとともに、生徒との連絡を密にし、生徒本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めることとしております。

臨時休業中の健康管理について、学校は、児童生徒の保護者と緊密に連携し、別添の健康観察表を用いて、朝・夜の検温や身体状況など厳重な健康確認を行うこととしております。また、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、報告を受けることとしております。

学習評価等について、中学校における学習評価については、現在までの学習状況において行うものとし、学校教育法施行規則に基づく教育課程の授業時数を下回った場合であっても、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこととしております。

また、高等学校における成績処理については、定期考査を実施できない場合等の対応を学校で定めている場合は、各学校の取決めに基づいて成績処理を行うなど、臨時休業を原因とする生徒の進級、進学、就職等に不利益が生じないように配慮することとしております。

また、各高校の専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、単位の修得については柔軟に対応するものとし、実習を実施する場合は感染拡大防止等の万全の対策をとることとしております。

学校施設の開放について、臨時休業中は原則として学校施設の開放は中止することとしております。

教職員の勤務等について、教職員は、別添の健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱やせきなどの風邪の症状が見られる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、ちゅうちょすることなく休暇等を取得すること。また、新型コロナウイルスに感染した場合、感染した疑いのある場合、濃厚接触者として特定された場合における休暇等の取扱いについては、病気休暇、年次有給休暇、職

務専念義務の免除により対応することとしております。

公立高等学校入学者選抜（一般選抜）について、3月10日火曜日及び11日水曜日の公立高等学校入学者選抜（一般選抜）は、予定どおり実施いたしますが、検査会場の衛生管理を徹底するため、会場となる全ての高等学校において、3月7日土曜日から11日水曜日の面接終了までの間、生徒の学校敷地内への立入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施することとしております。

また、いじめ防止等について、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮することとしております。

主な対応については、以上のとおりでございます。

なお、この度の対応は春季休業までのものであり、春季休業中の対応については、今後の状況を踏まえ、後日、別途通知することとしております。

今後も最新の情報に留意しつつ、児童生徒等、保護者、教員等への影響を最小限にとどめられるよう全力を尽くしてまいります。

報告は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

井川委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

質疑につきましては、ただいまの報告に限られた質疑とさせていただきたいと思っております。

また、質疑時間につきましては、申合せにより、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分となっておりますが、同じく申合せにおいて、重要案件につきましては、委員長の判断で弾力的な運用を行うものとするとしておりますので、多少の配慮はさせていただきます。

質疑におきましては、端的にお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

県教育委員会の決められる皆さんがここにいるというのは、ちょっとどうなのかなというのがありますので端的に行きます。

まず、今回の通知によって全ての市町村の学校、県立、市立全て同じ対応だったかどうかをお願いします。

（「私立もでしょうか」と言う者あり）

私立も含めて、同じ休業という対応でよろしいでしょうか。把握されていますか。

長町教育政策課長

ただいま、今回の通知によりまして、各市町村立の学校等に関してどのような対応かということでございます。

これは、本日通知を出したところでございまして、まだそれぞれの教育委員会で協議を

されているところだと思っております。

美馬教育長

追加をさせていただきます。

県立学校につきましては、設置者が決めるということで全て同じ対応と。市町村が設置者となる学校につきましては、我々としましては、同じものを要請したということでございます。今のところ、同じようにしていただけるものというふうに考えております。

なお、これは聞いた話でございますが、私立学校並びに国立学校におきましても、同様に3月2日から休業するというふうに聞いております。

井下委員

まだ、きちんと把握できてないということで、ばたばたしている状況ですね。

感覚的に隣の町はやっているのに、うちはやっていないという状況がいいのか悪いのかというのがありますので、また早めに報告してください。

それともう1点、学校は休みなのですが児童は参加する、例えば、スポーツイベントですとか文化イベントみたいなものがあるのですが、ここに対して周知してくださいという何かアプローチを掛ける予定はございますか。

もう1点、児童クラブで学校を開放するというのは、それも同じように市町村がそれぞれ対応するというところでよろしいでしょうか。

倉橋生涯学習課長

ただいま委員より、放課後児童クラブについての対応について御質問がございましたけれども、放課後児童クラブにつきましては、所管する厚生労働省のほうから通知が出ておりまして、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子供を対象としており、特に小学校低学年の子供には留守番をすることが困難な場合があると考えられるというふうなところで、感染予防に留意した上で、原則として開所というふうな形になっておりまして、放課後児童クラブを学校でしている所もございます。市町村のほうで柔軟に放課後児童クラブと連携して、対応していただけると考えております。

林体育学校安全課長

今、委員のスポーツクラブ関係、小学校ではスポーツ少年団の取組というのがございますが、その対応につきましては教育委員会の直接の所管ではございませんが、関係部局の課長と連携しまして、こちらの対応も申しながら積極的に進めていくということで打診をしております。

今の言葉でございますが、その運営について中止に向けて積極的に連携を進めながらということですので。失礼いたしました。

井下委員

できれば一元化してくれたほうが判断しやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後にもう1問、先ほどの放課後児童クラブは厚生労働省のほうの担当ですけれども、文部科学省のほうの放課後子供教室についても同じ対応でよろしいのでしょうか。

倉橋生涯学習課長

放課後子供教室につきましても同様の対応と考えておりますが、原則、放課後子供教室につきましては中止の方向で考えております。

井下委員

分かりました。私からはとりあえず以上です。また引き続きよろしくお願ひいたします。

庄野委員

昨日から、本当に大きな変更があって私も驚いているのですけれども、昨日私も少し質問したのですけれども、とくしまマラソンの実行委員会をいつ開催するかというのは教育長のところにはまだないのですか。この時期になってもまだ全然ないのですか。

美馬教育長

時間は失念しましたが、本日、この後開かれるというふうに聞いております。

庄野委員

高校生も、ボランティアの方々が860人ぐらいおいでということで、どうなるのかということ非常に心配していると思います。

それで、全部の学校がこんな形で来週の月曜日から休業になると言ったら、本当にますます厳しくなったという気がしますけれども、いろんな県の行事、それから各種イベントが中止される中で、どういうふうになるのかおおよそ理解できますけれども、難しい状況になってきたと思います。

それと、この来週の月曜日から休業という判断は、他県でも大体同じような状況ですか。

小倉学校教育課長

他県の状況ですが、取り急ぎ検討中の段階の時に収集した限りなので、他県の最終確定情報はただいま手元にはございませんが、来週の月曜日から要請どおり休業を検討しているところであるとか、県によっては一、二日遅らせて休業を開始するという県もあると聞いております。

庄野委員

それと、春季休業日までというふうなことなのですけれども、明日から次の新年度の始業式までの間、1か月少々ありますね。生徒からしたらこの間、かなり長い期間、自宅待機が中心になるわけですから大変だと思います。

その間の、例えば先生方の対応というの、体温を測っているとか、調子はどうかと

か、ゲームをしすぎていないかとか、多分小学校、中学校、高校によって、いろんなレベルの差はあると思いますけれども、先生も大変だと思います。

そういう意味では、保護者が、うちはこんなことでとっさのことで非常に困っている。例えば、家に帰ったら子供がいないとか、そういうことになった場合の情報伝達、親が電話をするところの一元化、小学校であったらどこにするのか、中学校、高校だったらどこにするのか、多分学校にするのでしょうかけれども、では学校は多分24時間対応できるわけではないですね。

今の徳島市内の状況だったら、小学校では大体午後6時から7時ぐらいまでには全部引き上げるというような働き方改革をしているのですけれども、そういう面では、小学校、中学校の対応が、今この段階ではまだよく分からないのかな。

僕らが心配するのは小学校、中学校。特に小学校低学年の方だったら、学童保育とかにもかなりの方が徳島市内でも行っております。学童保育は原則開所というふうに新聞にも載っているのですけれども、幼稚園、保育所、学童保育、ここらが大丈夫なのかと。余り学童保育に人数を多く集めるということになれば、やっぱり狭い空間で大勢の児童が集まりますので、そこらの心配というのは学校と余り変わらないという感じがするのですけれども、市町村の教育委員会の方々とは朝の段階でどういうふうな話をされているのですか。

井川委員長

答えられますか。

美馬教育長

庄野委員の御質問に幾つかお答えさせていただきます。

まずは、子供たちの自宅待機が非常に長いということなのですが、今回は臨時休業の期間中のことについての通知をさせていただきました。その後春休みに入るわけですので、そこについてどうするかというところはまだ来ておりません。

すなわち、今回はまずこの休業、特にこの2週間、そして大体3月24日まで、この辺の期間について、どういうふうにするかということについて通知させていただいています。

ですので、今の状況は刻々と変わっておりますので、今後の感染状況等を踏まえて、随時どんどんと通知であったり連絡であったりというのを、これから出していく必要があるかと思っております。

例えば、終業式はどうするんだとか、また合格者招集はどういうふうにしたらいいとか、そういったことについては、また追って学校等の御意見を聞きながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、御心配しておられますとおり、我々も子供等が家のほうで待機しているということで、子供にも、また保護者にもかなりストレスが掛かりますし、先ほど御心配なさったように、やはりふだん以上に、子供達については悩みであるとか、いろんな点で心配なことも出てくるかと思っておりますので、学校のほうには毎日できるだけ子供のケアをしていただくと。電話なりで、いつでも連絡してほしいとき、相談してほしいときにしっかりと相談ができるような体制を作ってくださいというふうには言っております。それで、ど

こに一元化するかとか、どこに電話するかというのは、学校ごとにまた違ってくるかというふうに思っております。

また、資料にもありましたように、個別対応で、特に必要と思われる子供は学校へ来させて指導すること、これは個別に呼ぶことが駄目と言っているわけではございません。集団で来て指導するというのは、やっぱり良くないということなんですけれども、どうしても悩みがあってカウンセラーと話がしたいであるとか、また相談をしてほしいとかいうことに個別に、それも当然、感染の防止対策を万全に施した上で対応する、そういったことまでをとがめるわけではございませんので、そこについては心配なときには、学校に来させるということも出てくるのかなというふうに考えております。

とにかく、できるだけ日頃から子供との情報交換をするというようなことがこれから求められてくると。多分、普通春休みとか夏休みでしたら大体いけるんですが、今回こういう状況があるということで、余り家から出ていないということでストレスがたまるとか、そこらはまずやってみなければ、これからもっと問題が出てくるかもしれません。我々としましても、できるだけ学校からの問題等を吸い上げて、できる支援をしていきたいというふうに思っております。

それから学童保育等のことではございますけれども、一見、学校が休みなのに学童保育等をするというの何か矛盾しておるようには思うのですが、ただ、保育はしなければならぬという、やはり御両親が働きに出られているところもたくさんありますので、それを全くなくすというわけにはまいりませんので、そこは可能な限り活用する。

ただし、先ほど御懸念なされたように、ものすごく多くの方がいっぺんに集まらなければいけないような状況は作ってはいけないということで、ただ、我々としては管轄が違うので直接はできませんけれども、そこについては関係部局とよく連絡を取り合ひまして、それが足りているかどうか、若しくはどのような状況かということについては、我々のほうも得た情報はしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

庄野委員

学童保育は学校の敷地内にあるところもあるし、それからほかの児童館に設置されているところもあります。その指導員という方は、いわばプロの学校の先生ではありません。一般的なお母さん方とかがやられている場合がありますけれども、そういうところにこのようなときに、学童保育がなくなったら困るなという気持ちはしておるのですけれども、子供の熱とか健康管理とかいうふうなことがきちんと把握できる、少しせきが出ているとかつらそうだというのを把握して、すぐに対処できるような方策も同時にしておかないと。保育だから学童保育、幼稚園、保育所は原則開所と、こうやって出ていますけれども、よっぽど注意しなければ、そこからまた広がるという可能性もありますので、なかったら弱るのですけれども、これは指導員に対する責任が重いというふうに思います。

だから、この学童保育というのは学校がしているのでもないし、いわば実行委員会ではないですけど、奉仕者グループみたいなところがやられていますので、十分学校と連携をとって、例えば医者とか専門の方がたまに見にくるとか、そうしたようなことも要るのではないかというふうな気がしました。

その調子が悪いときにどこに相談したらいいのかとか、指導員も多分大変だと思いま

す。また、通常の夏休みなんかだったら、朝からするように段取りしているかも分からないけれど、急なことだから本当に指導員の確保もなかなかできないだろうというふうに思いますけれども、そのあたりを市町村の教育委員会とも十分協議をしてもらって、これは探り探りなのかも分かりませんが、子供が学校を休む、片や学童保育に集めるという非常に矛盾した部分が起こっているのです、十分注視していただきたいと思います。

それとあと、学校には基本的に職員の方々も出勤しますね。そうしたら、例えば今まで午後7時までしかいないというふうに決めておいたとしたら、今後どのぐらいまでいるかいないか、学校に誰かが何時まで残っているかというのは各市町村の考え方ですか。今、病気の不安で休業しておるものですから、例えば働き方改革とは逆行しますけれども、もう少し長い時間、相談窓口として学校内にホットラインを置いておくというふうな指導というのはないのですか。例えば、保護者の方々が直接担任の先生の携帯電話にかけるということですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、委員がおっしゃったことと関係すると思いますので御説明させていただきます。

まず、今回の臨時休業に当たっては、子供たちに、今回の臨時休業が新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解させる部分が非常に大切と考えております。これは子供たちにといいこともあり得ますが、子供たちを通じて御家庭にといいことも当然示しております。

そのために、今回、別添といたしまして健康観察表というものを付けさせていただきます。

この健康観察表を通じて、今回、臨時休業期間中に保護者の御協力を得て、朝の体温、それから夜の体温、それ以外にも頭痛、せき、体がだるい等々の症状について記録を付けていって、このような記録をなかなか小さい子供たちでは付けるのは難しいけれども、御家庭の親御さんがこういうことで休んでいるのだなという御理解の中で子供を見ていただく、あるいは子供たち自身も毎日の自分の健康管理を自分で考える中で、調子が悪くなったときには、もちろんまず御家庭でそれを共有していただくとともに、更にどうしても自分だけしかいないような、ふだんとは違う状況が出てきたときには、学校のほうにも御連絡を入れていただくということもあります。

さらに、健康観察表の下には症状が改善されない場合の相談窓口も入れてございます。こちらのほうは、もちろん大人にも相談した上で御家庭から連絡をしていただくという形で、今回は学校が臨時休業になるということで、そういう子供たちの健康不安が起こった場合に学校が全て対応するということは、先ほどの何時までということ考えたときにはやはり難しい部分がございます。一方、御家庭のほうでも御勤務がある場合は、お仕事に行かれる前あるいは帰られてから子供たちに指導、途中で調子が悪くなった場合は御家庭でも共有、さらに学校の担任あるいは養護教諭のほうから、体調はどうか、最近調子が悪くないかというふうな声を掛けるための一つの観察記録ということで付けさせていただきます。

まず、これを御家庭でも是非活用しながら、学校だけではなく、御家庭並びに地域の協

力体制の中で、いち早く感染拡大が防止されて子供たちだけ、あるいは御家庭だけが不安を持たないようにというふうな形で進めさせていただこうと思ひ、別添とさせていただいた次第でございます。

井川委員長

庄野委員、時間が過ぎておるので、もう1問だけ、端的にお願いします。

（「もう終わります」と言う者あり）

長池委員

端的にということで、教育委員会関係の施設の運営というのはどういった方向、例えば文化の森はまだ教育委員会でしたね、図書館とかはどういう方向で決まっておるのか、お教え願いたいと思います。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただいま、文化の森の施設についてのお問合せを頂きました。

まず、イベント関係につきましては、当面の間ということで3月15日までの文化の森主催イベントは全て中止ということで、先日よりホームページ等で告知しているところでございます。

また、通常の見学の部分につきましては、全国的に見ましても、日々休館施設が増えている状況ではございますが、今現在の時点において、国立の博物館、美術館等を中心に休館が進んでおり、また、福岡市につきましては複数の感染者が発生しているということで、市の関係施設は全て休館しているというふうな状況はつかんでおります。

現時点で、施設の規模等を勘案いたしまして、感染拡大防止のために文化の森を休館するという判断はしておりませんが、状況が刻々と変化していく状況を考えますと、感染拡大防止を第一に考えまして、引き続き、施設の休業等についても判断してまいりたいというふうに考えております。

長池委員

昨日、報道とかで長期の休みになるので慌てて図書館に行って、子供が10冊、20冊本を借りていて、非常に本が好きでいいことだと思ったりしたのですが、図書館とかがどうするかというのは本当に悩ましいところだと思いますが、方向が決まったらしっかりと公表していただきたいと思ひます。

それと、午前中も保健福祉部のほうで議論になったのが、情報の開示と言ひますか、正確な情報をより詳しく公表することで間違った情報が否定されると言ひますか、不安を減らすためには情報というのは必要という議論がありまして、私もそのとおりでいいと思ひで、あえてお聞きしたいことがあるのです。

先ほどの休憩の時に、小松島西高等学校の親御さん発信の情報がありまして、修学旅行に行っていた娘さんが熱が出たと、37度ちょっとあると言ひていたかな。それで、お母さんも熱が出始めたということで、非常に不安視しておるといふお父さんからの情報だったのですが、そちらの方は、修学旅行に行った人は全員PCR検査をしたほうがいいという

ふうな切実なる思いでありました。

高校生ですから自宅ですっといって、なかなかどうせ出歩くので、普通、親というのは、万が一のことがあったらまき散らしてしまうだろうというふうな最悪のケースを想定するわけです。ですので、これが誤りだったらこんなものが独り歩きしてもいけないので、そのあたりの情報というのは、現状、どういうふうに教育委員会としてはつかんでいるのですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

保健福祉部局からということで、今回の旅行団は濃厚接触者には該当しないと聞いております。現時点において、学校や関係部局から新型コロナウイルス感染症の疑いのある生徒の報告は受けてございません。

長池委員

熱が出ておるといふ情報もつかんでないのですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

小松島西高等学校の欠席状況については、今回のことがございましたので、教育委員会としましても、昨日の状況について報告は頂いております。

これは1年生2年生を合わせてのものですけれども26日に16人、それから27日に29人ということで、今回インフルエンザで休まれている方も含まれております。さらに、発熱等の風邪の症状がある者は、無理をせず自宅で療養するようという指示もしてございますので、そういう形での欠席状況というのは把握しておるところでございます。

長池委員

多分、今、熱が出ておるだけで、せきをしただけで、それが心配になる時期なのです。特に、今回こういった一緒の飛行機に乗っていたというだけでその不安は増大します。その増大した不安が情報として走るの、しっかり調査なり、もちろん感染していないとは思いますが、感染したという情報は入っていませんという程度の報告というか認識ではまずいかなと。

別に、我々に報告しろと言うのではないのです。認識として、全員分かっているわけですから健康状態をチェックしますと、今日こうやって資料を出していただきましたけれど、実際に熱が出ている親子があつて、その親子を中心にすごく不安が増大している中で、その情報が市中に回っているのです。これは小松島にたくさん出るのはないかという話もいっぱい出てきております。

それは、しっかりとどういう状況か確認して、コントロールしなければいけないのではないかと思うのですけれども、何か、教育長が言いたそうなのでどうぞ。

美馬教育長

ただいまの長池委員の御質問に対してお答えいたします。

まず現在、小松島西高等学校は保健所と一緒に、これが分かって以来、ずっと連携をし

ながら状況について把握をしていっているというふうに聞いております。

ただ、まずこの間の一緒に飛行機に乗っていたということが、我々としましてもこれは分からないところなのですけれども医療的に見て、濃厚感染者にはならないというふうに言われております。

そして、そのことによって不安なお気持ちはよく分かるのですが、しかしながら保健所と相談して、また危機管理部、保健福祉部局とも相談をしまして、そこで感染する可能性が非常に低いとなった中で、逆に、我々としては、そこは沈静化をしていかなければいけないと。多分、今県内で熱があつて休んでおられる子供は非常にたくさんおると思うのです。皆さんがひょっとしたらというふうな思いを持っているだろうというのには分かります。

しかしながら、それをどういうふうな形でやられていくかとなったときには、やはり示してありますように、37.5度の熱が4日ぐらい続いた場合、体調がものすごくだるいという症状が出たときに、保健所等に相談をしていただいて、これは必要だと思ったときには検査をしていただくといった形をとらざるを得ないのかなど。いたずらに全部何もかもが、かかったかも分からないということにはならないというふうに思います。

そしてまた、今後そういったものが、例えば学校内でのいじめ等に発展していかないよというところもしっかり考えていかなければならないといった中で、我々としては、先ほど教育幹のほうから定義については申し上げましたけれども、学校ともしっかりと連携をとって、どうなっていますかというところについてもしっかりとやってまいります。

長期間にわたって非常に調子が悪くなった場合には、改めて保護者だけではなく、学校のほうからも医療機関のほうにお願いをする等のことがなされていくというふうに思います。

これは、特に全ての高等学校において、そういったことがこれから予想されるというふうに思いますので、我々もしっかりと考えていきたい、支援してまいりたいというふうに思っております。

長池委員

県庁内にはこの対策本部というのがあるのですか、そこに教育委員会としてきちんとメンバーとして入っているのですね。

昨今言われておるのが、今日も議論がありましたPCR検査が余りにも限定的で、ハードルが高いのではないかとということ。

教育委員会としては、特にそういうふうな疑義が強く持たれてしまっている現状というのは、しっかり危機管理と言いますか対策本部の中で訴えていただきたい。やはりほかの高校と違って、一緒に飛行機に乗っていたというだけで特別視されておるのです。小松島西高等学校の生徒が気の毒ですから、よりそういった検査ができないかどうかということも併せて、積極的に訴えていただきたいとします。

ちなみになのですが、さっきスポーツ少年団の話をしましたけれど、私も剣道のお世話をしているのですが、今日から稽古は中止にしました。そして今日の夜、保護者で話し合うというふうな対話を持つようにします。

市民の方は、ほぼこういう方向で動いておりますので、それこそより先手先手で、教育

委員会としても子供たちを守るという姿勢で、危機管理のほうでも要望と言いますか積極的に動いていただけたらと思います。

東条委員

昨日も新型コロナウイルス感染症のことですごくお話をしたのですけれども、今日、新聞を見ましたら休業要請ということなので、昨日は何だったんだろうというようなこともちょっと思ったのですけれど、ぱっと見たときに、やはり学校が休みになると、共働きをしている方とかひとり親の方は子供をどうするのだろうというのが、私の中に浮かびました。多分、連携していろいろお話はされるのだろうと思うのですけれど、すぐ預けられる方はいいと思うのですが、本当に預けられない方は仕事を休まないといけないのではないかと。そうしたら非正規の方なんかはその日暮らして、生活が本当に困るかなとすごく危惧するのです。

それで、急な休業ですので、春休みとかの休みになるのであれば、ある程度親も段取りをしながら、どこかで預かってもらうというのができるのですけれど、こういうふうに急でしたら、本当に親も対応に困っているのではないかということをしごく痛感するのです。

今、国も対処を考えられているようではございますけれども、預かれないときは学校というのはどういう対応を、もう休みだから絶対に見ませんという状況になりますか。

東條副教育長

臨時休業中に子供を預ける所がない場合に学校が預かれるかというお話でございます。

今回の臨時休業というのは、学校を現場として感染が拡大していくことを防止するため、急遽、臨時休業の対応をとるということを決めたところでございます。

そういうことからしますと、たくさんの子供が学校に集まっているということは、臨時休業にした主旨と異なることになりますので、基本として、お子様については休業した学校で預かることはできないものと考えております。

そういう中でのフォローの仕方としますと、先ほども個別対応の話がありましたけれども、教育相談で個々の生徒、大勢でなく一人ずつとかそういう形の中で、課題があればスクールカウンセラーであるとかソーシャルワーカーに相談できるという体制は、これからもとってまいります。

それから、先ほど学童保育の話もありましたけれども、そちらの関係部局のほう、市町村のほうとも連携しながら、できる限りの対応ができるようにやっていきたいと考えております。

東条委員

学校のほうでも検討したり、個別的な対応というのでも考えていただいたり、あとはやはり学童保育です。たちまち朝から預かっていただくような対応をとっていただいて、先ほどもある程度出ましたけれども、学童保育は親が経営をしているというような状況です。

そんなときに、金銭的な補助とか、そういうようなものも全部鑑みて、いろんな対処をしていただけたら、安心して親も働けるという状況になるかなと思うので、是非、そうい

う対応もすぐにとっていただけたらありがたいです。

それと、教職員の方々に低学年の子供を持たれている方も子供が学校を休まれます。そういう場合はどういうふうにされるのでしょうか。休暇を取れるのですか。

中野教職員課長

ただいま、教職員が学校を休む場合にどうなるかという御質問ですけれども、例えば、御自身の子供が家庭で一人にならないように休むという場合は、通常の年次有給休暇の取得になろうかと思えます。

東条委員

給料とか、そういう人たちは年次有給休暇があるので、ただ企業も含めてそういうことも考えていただけたら、たちまち預けに行く所の1週間とか何日かは対応がいるだろうし、1か月という期間ですので、それなりに働いている方の出費というのもすごい大変かなというようなことも考えられますので、それこそ県としてもいろんな所と連携して、こういう方がいらっしゃるといことも鑑みて、いろいろいい施策を練っていただいて、進めていただけたらと思えますので、その点も強く要望しておきたいと思えます。

西沢委員

学校が休みになると、要するに学校という大きな単位、大人数の中で起こってはまずいということだと思えます。それで、少人数で分かれる中で、どうにかして見ていくという形は、また別の問題だと思うのです。

そこで、学校の先生が、少人数ずつに分かれた中で張り付いていくという形はとれるのではないかと。先生自身が全員休んでしまうというよりも、例えば図書館とかいろんな角度で分散させた中で、先生方が張り付いて、例えば小学校1年生の担任だったら1年生の中心になってやる。何百人単位ではなくて、20人、30人単位で分けてするとか、そういう分散型の中で先生方ができるだけ対応するという形も、特に低学年なんかはそういうことができるのではないかと思うのですけれど、そういうことも考えていただきたい。

要するに、学校が全部休みだから先生もみんな家に帰ってというのではなくて、何かそういう形もできるのではないかと思うのです。大人数だからこそ、大きな問題があるのではないかなと思うのです。そういう形は取れないのですか。

美馬教育長

今も大変なのですけれども、原則として、まず外へ出ないというところから入っておるのです。それで、少なればいいのであればどれぐらいが少ないのかといったところも、解釈の上で非常に難しい。そして、それがまちまちになってしまうというのも、これが非常に想定がしにくい、学校としては運営もしにくいというふうに考えますということで、現時点でそういうふうな対応というのは考えてはおりません。

やはり今は、継続的に家から学校に通う中でも、感染するおそれもあるというふうなぐらゐの状況なのかなというふうに捉えておりますので、そういった可能性を少しでも潰していくほうの優先をしたいというふうに思っておりますのでございます。

西沢委員

しかし、現実的に考えた場合に、親御さんのどちらかが休まないといけないというのは現実になってきます。特に、小学校1年生、2年生の小さい子であったとしたら、それが本当に社会的にいけるのかどうなのかというのは非常に疑問があります。だからこそ、学校がその中でどうにかするというのも考えたほうがいいかなと思ったのです。

できないのであれば仕方ないのですけれども、これはこのままだと大変な社会困難なんです。そういうことも考えていただきたいと思います。

扶川議員

あと2分しかないのですけれど、共働きの家庭の方の対処をどうするのかというのが一番悩まれている問題だろうと思うのです。

国の文部科学省のほうでは、それについては何か言ってきているのですか。こうしなさいというような案は示されているのですか。

井川委員長

小休します。（16時26分）

井川委員長

再開いたします。（16時26分）

猪子特別支援教育課長

共働きについて、文部科学省の通知でどのようなことが示されているかという御質問でございます。

文部科学省のほうでは、障がいのある幼児児童生徒に関して、地域の障害福祉サービスを活用して幼児児童生徒の居場所の確保に取り組む。それに際しては福祉部局と教育委員会が連携してというようなことが示されております。

扶川議員

そうしたら、障がいのない子供のいる御家庭に関して言えば、それによって、例えば損害が生じている。それから、休めないからやむを得ず子供だけで放置されても、それは特に対策をとらなくてもいいということですか。

猪子特別支援教育課長

本日、徳島県教育委員会が出しました通知も文部科学省と同じでございますけれども、今御質問の障害福祉サービスをどうしても受けられないような状況になった児童生徒等について、そういう子供がいて特別支援学校がどうしても臨時休業措置を取れないというような場合に、感染予防の観点から、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることがないように、必要な感染予防の対策をとった上で、必要最小限度の人数に絞って登校させるような特段の配慮を、特別支援の必要な児童生徒に対しては通知しております。

東條副教育長

先ほど、保護者が子供を見れないときに、どういう対応があるかということについて、文部科学省のほうからどういう通知が出されているかということで御質問を頂きました。

先ほど特別支援教育課長のほうからは、障がいのある児童生徒等についての文部科学省からの通知の部分を御紹介させていただきました。

もう一つ、今回の文部科学省からの通知の中に、国のほうの新型コロナウイルス感染症対策本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えますというような記載がございます。

扶川議員

それだけではちょっと意味が分からないです。責任を持って対応するというのは何の責任を持つのですか。

東條副教育長

現時点では通知を頂いたところでございますので、文部科学省の通知の中には、そういう文言があるということを御紹介させていただきました。

扶川議員

もう少ししっかりと確かめてほしいです。そして報告を頂きたい。そんなことではおかしいです。

それと例えば、どうしても学校に来られない子供だけ放置されるようなところは、先生のほうから家に行って、家庭訪問する方法もあるのではないですか。

いろいろな方法、知恵を絞って、実際に休みを取った場合に子供だけにならないようなということを全部きちんと把握して、個々に対策をとるべきだと思うのです。

安西いじめ問題等対策室長

先ほどから、臨時休業した場合に子供たちが家庭で一人になるということについて御質問を頂いております。

子供たちは臨時休業ということで基本的に自宅待機という対応になるわけですが、教職員は当然勤務しておりますし、子供たちのことが非常に心配な状態で学校に勤務しているということで電話連絡は綿密に、二日に1回とか、学校によっては毎日電話連絡をする所もあるかと思えます。

また、これは台風やインフルエンザで臨時休業になったりしたときも同様ですが、心配な子供の家庭については、家庭訪問を繰り返し行ったりといったことは教職員として当然対応しているところでございます。

飽くまで、今回臨時休業で休みになっているのは子供たちであり、子供たちが自宅学習なり自宅待機なりをしているのであって、教職員が勤務として子供たちの安全を確認したり、心配なところについて家庭訪問することは、当然行うものと考えております。

井川委員長

黒崎議員から発言の申し出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

それではどうぞ。

黒崎議員

先ほど、庄野委員からの質問で、とくしまマラソンのことについて質問がございました。とくしまマラソン実行委員会が、この後開かれるということでございますので、おそらく教育長が出られるのですよね。

要望しておきたいことがございまして、ボランティアで800人ぐらいの生徒が出られるというふうに聞いております。もう教育長の心の中では決まっているのかも分からないですけれども、くれぐれも子供の健康の立場に立った決断をしていただきたいと思います。これについて一言頂けませんでしょうか。

美馬教育長

私といたしましても、ボランティアについては感染のおそれがないような形でないと、やはりなかなか厳しいのかなということは考えておりますし、また実行委員会のほうでも、そのことについてはしっかりと考えていくことではないかと思っております。私のほうも、そこら辺はしっかりと勘案した上で、必要に応じて、そういった考えというのは持っておるところでございます。

どのようなボランティアがあるのかという、するかしないかは別として、今の状況であつたら外に出ること自体がなかなか厳しいのかもしれませんが、するとなったときにどういう支援の仕方があるのかということ、これは納得がいくものかどうかということ、この辺はしっかりと協議の中で考えさせていただきたいと思っております。

黒崎議員

どうぞよろしくお願い申し上げまして、要望を終わります。

大塚副委員長

家庭で子供たちが健康であってほしいということの中で、この家庭学習の中にも家庭科で家の手伝いとかもあるのですけれども、やはり体を動かさないといらいらもするし、ラジオ体操とか縄跳びとか、体を動かしながら気分転換を図るものを親御さんがおる時間帯に一緒にちょっとやるということが必要であると思っております。ですので、できたら家の手伝いも体を動かすようなことでいらいら感がないように、健康を維持できるような形で、大人もラジオ体操をすることは非常に体にいいですから、是非、文書でもこういうのを併せて、御家庭のほうに送っていただけたらと思っております。

井川委員長

一言、私から聞かせてもらいます。

子供は月曜日から休みに入ることですけれども、こんなことがあってはいけないのですが、仮に子供がかかった、陽性が出た場合、この開示というのはどれぐらいなさるのですか。どこの小学校の何年生になったということは情報公開するのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま委員長のほうから、どこまでの情報開示をするかというふうな御質問を頂きました。

この観察表を用いて検温や身体状況など嚴重な健康確認をした上で、新型コロナウイルスの感染者が出た場合は速やかに体育学校安全課に報告することとしてございますが、これはインフルエンザのときと同様で、学校のほうからは数として報告されるものと今考えております。ですから、細かな個人情報については、この報告の中で私たちが触れるところは、今の時点では考えておりません。

井川委員長

当然、名前なんかを出してとかそういうことはないですけど、どこの小学校とかそういうことは発表するということですか。

東條副教育長

万が一、感染者が出た場合ということなんですけれども、感染者の情報につきましては県も対策本部を持ちまして、今回も1例目の発表があったように、県としての発表がされるものと思います。学校からは、数だけのデータとして上がってまいりますので、そのように考えております。

井川委員長

これ以上聞くのも酷と思います。本当にそれよりも、まず出さないことが一番だと思いますので、くれぐれも御注意いただきたいと思います。私の質問は終わります。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします（16時39分）